

文京区告示第 109 号

文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号）第17条に規定する安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（以下「推進地区」という。）の指定期間を更新したので、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第8条の2第3項の規定により告示する。

1 推進地区の名称

汐見地区

2 推進地区の範囲

千駄木一丁目、二丁目、三丁目、五丁目1番～40番、41番（14号～28号）、43番（1号～9号）、44番、45番（3号～7号）、向丘二丁目14番（5号～7号）、20番（1号～13号）、21番～22番、23番（2号～16号）、31番～34番、39番

3 指定期間

令和8年7月18日から令和11年7月17日まで

4 指定内容

防犯対策を推進する地区

令和8年6月24日

文京区長 成澤 廣 修

